



当館蔵・井原家文書の文書箱



23

ツナグ・ノコス ③

文書を「嗜置（たしなみおく）」

《「嗜置(たしなみおく)」》

「嗜む(たしなむ)」という言葉は、通常、「好んである事に心をうちこむ」あるいは「常に心がける」という意味で使われます(『広辞苑』)。ところが『新訂山口県方言辞典』では、「たしなむ」に、「大切にする、保存する」という意味を記しています。以下紹介するように、江戸時代の防長では、文書を大切に保存するという意味で「嗜置」を用いた例が確認できます。

《萩藩士能美家の例》

萩藩士能美家は、中世には安芸国能美荘(現広島県江田島市)を本拠地とし、水軍として活動する武士でした。永禄年間(1560年代頃)毛利氏傘下に入り、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い後は毛利氏に随って防長に移り住み、以後萩藩の大組士として活動しました。

元和8年(1622)2月、能美家当主・宣仍(筑後)が元古(内蔵丞)に家督を譲った際、2通の譲り状を作成しています。1通は家督とともに能美家がこれまで

毛利家(隆元以来)から発給された文書6通を譲ることを記したもので、もう1通は、かつての本拠地安芸国能美荘に関する文書4通(鎌倉・室町頃の文書)に関するものです。後者の文書について宣仍は、「これらは現在ではもう不用のものであるけれども譲り渡すので、『能々可嗜置事(よくよくたしなみおくべきこと)』と命じています(裏面写真)。

防長移住から20数年が過ぎ、かつての本拠地に関する文書はすでに何も効力をもたないものです。しかし能美家にとっては、家の歴史・由緒を物語る大切な証拠物でした。それゆえ宣仍は「嗜み置くべき」という言葉で、これらの文書を大切に保存し持ち伝えるようにと命じたのです。

《他家の文書を「嗜置」》

萩藩は、享保年間(1720年代)、藩士らに家伝の文書を提出させ「閥閥録」を編纂します。「閥閥録」には、各家の歴史を物語る鎌倉時代から藩政初期にいたる「御判物・御証文」-書状、奉書、感状、



閥閥録

萩藩士永田瀬兵衛(政純)が、5代藩主毛利吉元の命で享保5年(1720)6月から11年12月に編纂しました。全204冊。藩士を中心に足軽・中間(ちゅうげん)、百姓・町人、陪臣など1124家の所蔵文書を収録しています。収録文書は、鎌倉期から藩政期に及びますが、中心は元就~輝元・秀就時代のもので、毛利家以外の発給文書も多数収録されています。当館が『萩藩閥閥録』(全5巻と別巻)として刊行しています。

安堵状、宛行状などが多数収録されています。

ところが家によっては、自分の家以外の、他家の文書を持ち伝えている場合があります。「閲閲録」にはその理由として、例えば、男子無く家が断絶したため、その家の娘が嫁ぎ先に文書を持参したケース、ゆえあって当主が藩士身分を失い故郷を離れる前に、縁故を頼り文書を他家に預けたケースなどを記しています。家が絶えても、家の歴史を伝える文書の散逸は防ぎたい(「紛散いたし候ては恐れ多き儀」)、信頼できる家に委託して文書を伝え継いでもらいたい、という思いがそこにあったのです。

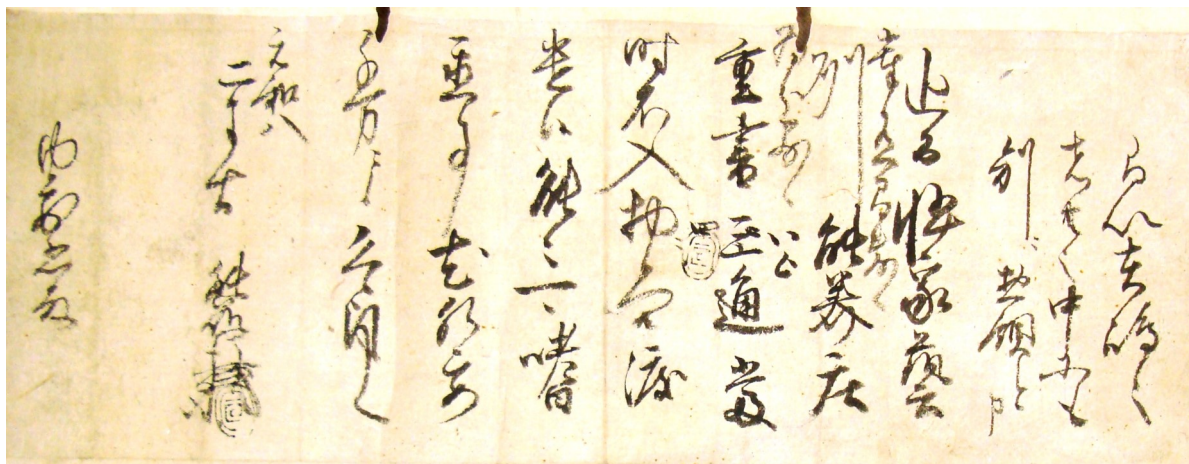
文書を預けられた側の家が、その文書を長く大切に保存していたことも注目されます。大組土山県小伝次は、母方の大和家断絶後も同家の文書を「私嗜置」と記し、同じく大組土三宅五郎左衛門も、親戚の孫右衛門家断絶後、同家の文書を「私家二嗜置候」と記しています。彼らも、「文書を大切に保存する」という意味で「嗜置」という言葉を使っているのです。

他家から委託された文書の多くは藩政期以前のものであり、その文書を持ち伝えることで何かの権利を継承するものではありません。それでもその文書を長く保存していたのは、文書を預けた家の信頼に応え、文書に対する思いを継承する気持ちからであったでしょう。

《萩藩土井原家の文書箱》

シート冒頭の写真は、元萩藩大組士の井原家で使われていた文書箱です。井原家は、この箱に江戸時代の御判物や奉書類など家の歴史に関わる重要文書を入れ保存していました。箱には「二十七年六月廿三日 井原家ヨリ預り引越二付」と記された貼り紙があります。井原家は、昭和27年(1952)に当主が萩を離れる際、文書の保存が難しくなり、一時親戚の奈古屋家に文書を預けていたことがありました。文書を預かった奈古屋家が箱に付した貼り紙はそうした経緯を伝えるものです(のち文書は返却されました)。家の歴史を物語る家伝の文書を他家に依頼して守ってもらう、そうしたあり方が昭和戦後まで続いていたことを示すケースです。

なお、当館諸家文書の中でも、例えば右田毛利家(旧萩藩一門)文書に、①阿川毛利家(旧萩藩一門)、②村上家(旧萩藩寄組)、③山田家(同前)の文書が、今川家文書に、①阿曾沼家文書(旧萩藩寄組)、②井原家文書(旧萩藩大組。上記井原家とは別家)の文書が併せて伝来しています。



能美宣仍(筑後)重書讓状 *能美家文書七一四

尚在島之
者共之中にも
別二惣領と申
輩有間敷候
為分別候、以上

追而悴家芸

州能美庄

重書王通、当

四(印有り)

時不入物候へ共渡

遣候、能々可嗜

置事尤肝要

千万二候、恐々謹言

(一六三三)
元和八

二月十日 能 筑後

(花押・印)

内蔵丞殿